

# (一社)東通村産業振興公社から一部商品の価格改定のお知らせ

いつも、当公社加工品等をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、(一社)東通村産業振興公社では、**一部加工品の販売価格を10月1日より改定**させていただく旨、お知らせいたします。

昨今の相次ぐ物価上昇により、原材料費などの値上がりが続く状況下で、商品コストが大きく上昇した為、現行の価格を維持することが難しくなっていました。

特にブルーベリー仕入れ価格の値上げにより、農産加工品価格の値上げは避けられない事態です。畜産加工品においては、包装資材や輸送費の高騰の影響もあり、商品価格の値上げが必要となります。

東通牛の販売においては、市場価格相場に大きな変動はない状況の為、現行を維持できると考えております。

委託製造の「ひがしどおり十割そば乾麺」は輸送費の高騰が大きく影響を受けており、商品価格の値上げが必要となります。

大変心苦しい決断ではございますが、これらの理由から対象商品の価格改定を実施いたします。

何卒ご理解のほどよろしくお願いたします。

問合せ先:(一社)東通村産業振興公社  
☎ 0175-47-2115

**必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も！**

## 青森県最低賃金改定のお知らせ

1 **青森県最低賃金が改定(45円引上げ)** されます。金額等は次のとおりです。

**時間額 853円 ⇒ 時間額 898円(令和5年10月7日から)**

2 青森県最低賃金は、青森県内で働くすべての労働者に適用されます。

3 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

4 業務改善助成金については、「業務改善助成金コールセンター」(☎:0120-366-440)にお問合せください。

5 最低賃金賃上げに向けた支援策、その他相談については「青森働き方改革推進支援センター」(☎:0800-800-1830)にお問合せください。

6 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からご覧になれます。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

※お問合せは、**青森労働局労働基準部賃金室**へ(☎:017-734-4114)。

## 困ったら 一人で悩まず 行政相談

～ 10月16日(月)～22日(日)は『行政相談週間』～

村民の皆さんが毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事に関する苦情や意見・要望があった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員(総務大臣が委嘱)です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

◇日 時:10月19日(木)10時～15時

◇場 所:役場庁舎4階和室

◇相談委員:沢田要一

◇問合せ先:東通村総務課(☎0175-33-2208)

